

令和 4 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 4 年 1 月 2 7 日

(第 2 7 回)

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和4年1月27日（木曜日）
午後 3時03分 開会 午後 3時31分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員 9名

委員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	待 鳥 美 光 議員
委 員	菅 原 満 議員	委 員	熊 谷 二 郎 議員
委 員	富 澤 啓 二 議員	委 員	金 井 伸 夫 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	富 澤 勝 広 議員
議 長	齊 藤 克 己 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議 事 課 長	遠 藤 秀 和	議事課長補佐	本 間 修
主 査	高 橋 寛 子		

◇本日の会議に付した案件

追加の証人について
証人尋問事項の協議について
証人の出頭要求について
その他

午後 3時03分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の流れを確認します。

本日の議題は、追加の証人について、証人尋問事項の協議について、証人の出頭要求について、その他として、元和光市職員東内氏への証人としての出頭可否の返答について、秘密会の解除についてです。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

初めに、追加の証人についてを議題とします。

既に5名の証人に証人尋問を行いました。さらに証言を必要とする事項及び追加で証人として出頭を請求する方について協議をいたします。

追加で証人として出頭要求が必要な方について意見をいただければと思います。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 まず、私のほうから2人証人を追加したいと考えております。現職の職員です。仮にD証人、E証人とさせていただきたいと思います。

内容としましては、まず1つ目、元職員のパワーハラスメントについて、実際にそのパワーハラスメントがどのようなものだったのかを証言していただきたいと思います。

それから、2つ目として、公益通報、預り金ということで、実際に公益通報に至ったまでの対応、またその後の対応についてなど、その当時のことを知っている証人ということです。預り金の管理と併せて確認をしたいというところで、この2人の証人を呼びたいと思います。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

松永委員。

○松永靖恵委員 同じく現職の方ですので、F証人とさせていただきます。F証人は、阿部証人の部下で、ロッカーから現金が出てきたときに様子を見ていた方、そして元職員からパワーハラスメントを受けていたという形で、まず1つ目として預り金のことについて、そしてパワーハラスメントについてお聞きしたいと思っております。

○安保友博委員長 ほかに追加の証人についてありますか。

〔「なし」という声あり〕

ただいま提案のありました追加の証人として、D証人、E証人、F証人の3名に証言を求めたいということが出ましたけれども、皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、ただいま御提案いただいた対象者について確認をいたします。

D氏、E氏に対しては、元職員のパワーハラスメントについて、それから公益通報、預り金について証人尋問を行いたいと思いますが、これはいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、F証人に対しては、預り金及びパワーハラスメントについて尋問をするということとでいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

休憩します。（午後 3時08分 休憩）

再開します。（午後 3時09分 再開）

次に、証人尋問事項の協議について、ただいま諮りました項目について、各証人に尋問事項として通知をするということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、証人の出頭要求についてを議題とします。

まず初めに、証人に出頭を求める日時、場所についてお諮りします。

まず、D証人の証人尋問の日程は、令和4年2月9日水曜日、午前10時に出頭を求め、場所は全員協議会室とします。

また、E証人については、令和4年2月9日水曜日、午後1時に出頭を求めたいと思います。場所も同様です。

それから、F証人については、令和4年2月9日水曜日、午後3時に出頭を求め、これも場所は同じとしたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

そしてまた、証人の控室については議員応接室としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

また、証人に通知する証言を求める事項について改めて通知する内容として、先ほど御協議いただいた尋問事項のとおり証人に通知するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

なお、併せて本委員会の証人尋問運営要領を証人に送付いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、証人D、E、Fの3名につきましては、現職の職員であるということで秘密会で行い

たいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、証人D、E、Fの証人尋問については秘密会で行うことといたします。

なお、主尋問については、ただいま御協議いただいた尋問事項を基に、委員長が作成することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、その他として、元和光市職員東内氏への証人としての出頭可否の返答についてを議題とします。

令和4年1月19日付で東内元職員から返答がありましたので、御報告をいたします。

現在、東内元職員は拘置所に拘留をされており、拘置所に確認をしたところ、出頭することが不可能であるということでありました。

このことについて委員の皆様から何か意見はございますか。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 不可能であればやむを得ないと思います。その代わりに文書等で回答できる部分があればということで、引き続き要請してもらえたらと思います。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 本人が難しいという状況であれば、こちらからそちらに出向いて、本人と面談するようなことは可能なんでしょうか。

○安保友博委員長 事前の顧問弁護士との調整の中では、弁護人が面会するのと違って、それ以外の方が長時間面会するというのは恐らく不可能であろうという指摘はいただいております。

ほかに意見はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

念のためですが、通知の際には1月末日までを期限として、文書による何がしかの意見、ないしは申し開きなどをいただけるように一応要請はかけてあります。それを待って、また判断するということにしたいと思っておりますが、それに合わせて証人としての出頭請求については見送りたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議ありませんので、そのようにいたします。

次に、1月19日に秘密会で行われました事業者A証人に対する証人尋問の秘密性の解除についてお諮りします。

事業者A証人の市の委託先である事業者としての立場やプライバシーに配慮し、秘密会といたしました。証人に確認しましたところ、事業者名及び個人名、事業所の所在地に関する尋問及び証言については秘密とし、その他の証言については秘密を解除してよいとのことでした。

事業者名及び個人名、事業所の所在地に関する尋問及び証言以外について、秘密を解除したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議ありませんので、そのようにいたします。

次に、その他として、次回の日程について確認します。

次回の日程は、2月9日水曜日、午前10時から第28回調査特別委員会を開催し、証人尋問を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議ありませんので、そのようにいたします。

日程調整のほどよろしく願いいたします。

本日の案件は以上になります。

そのほかに委員の皆様から何かございますか。

金井委員。

○**金井伸夫委員** 人事評価について皆さんにお諮りしたいのですが、人事評価の中に能力・意欲評価シートというものがあって、これは元職員が自己申告して、自己評価しているわけですが、それに対して1次評価、2次評価があって、1次評価者は副市長、2次評価者は市長ということになっています。この評価が、元職員が部長になる前、部長になってからどんな評価をされていたのか、これを確認したいと思います。この能力・意欲評価シートの元職員の分について開示請求したいと思っているのですが、これをお諮りしたいと思います。

○**安保友博委員長** ただいま金井委員から、元職員の自己評価としての能力評価シートを委員会として資料要求したいという申出がありましたけれども、これについて皆さん、御意見はありますでしょうか。

菅原委員。

○**菅原満委員** 極めて高度な個人情報なので、それを簡単に開示してほしいということができるのかということが1点。

それから、100条調査の趣旨からして、それを求める意味合いが私はちょっと理解できないのですが、いずれにしろ、極めて個人情報なので、その辺の扱いというのはちょっと私は難しいのかなというふうに判断します。金井委員はどうしてそういうものが必要なのか。百条で事実関係を確認していくということなので、それと個人のその情報がどう結びつくかというのも私、ちょっと理解できないので、もう少し説明していただかないと。いずれにしろ、個人情報なので、私は難しいのかなという気はいたしますが。

○**安保友博委員長** 一応念のためですけれども、100条調査を今行っていますけれども、98条の権限も残してありますので、そちらも文書として必要があれば問題ないと考えますけれども、今の質問に対して金井委員、いかがでしょうか。

○**金井伸夫委員** まず、なぜ必要かということですが、これまで証人を呼んで、数々の証言が

出ておりますが、パワハラを抑えられなかったということが人事評価の在り方に問題があったのではないかと思います。実際に裏づけとしてどんな評価が行われていたのかは、物的証拠になるわけですが、こうしたものを確認して、人事評価の在り方がどうだったのかと。パワハラを防止するために人事評価が機能したのではないかなというところがあって、実際はどうだったのか確認したいということです。

あと、個人情報重々承知しておりますが、百条委員会を立ち上げたので、もちろん扱いは秘密扱いとなるかと思います。そういった扱いも今までの要求した資料の中で、そういった特別な扱いで、この委員会だけの資料という形の扱いもできたと思いますので、そういった観点で我々の委員会の成果を上げるためにも、開示請求すべきではないかと思います。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 金井委員に対して、私は評価をしたいと思っております。多分これから出していく提言書には人事評価に切り込まなければいけないのではないかと思います。一部上場企業では360度評価を採用しております。これはどういうことかという、部下からの評価も人事の評価に入れるということですね。ですから、いろんな面から見て、総合的に調査をする必要があるのではないかなというふうに評価したいと思っております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 開示請求に関して、先ほど菅原委員もおっしゃっていましたが、かなり個人の部分が加わってくるので、なかなか開示されないのではないかなと疑問があります。評価システムそのものについて、それに基づいて評価しているんでしょうから、どういう形で評価したのかということ資料として出していただくのはいいんですけども、評価者のコメントがそこには多分入っていると思います。そこを開示できるかどうかというのは、甚だちょっと厳しいのかなと思っております。ちょっと意見です。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 記載された評価内容まで開示させるというのはちょっと難しいのかなと思うのですが、ただ、1次評価、2次評価等についてもどういう評価項目で、どんな内容を評価しているかという点については知っておく意味から、資料として請求していくのがいいのかなと思います。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 その評価項目の資料は、これはホームページでも閲覧できるわけで、特に要求しなくても、いつでも見れるものですので、見ていただければと思います。

○安保友博委員長 今出てきた意見をまとめさせていただくと、かなり高度な個人情報になるのではないかなという指摘と、だからこそ要求したとしても、その部分は開示されないのではないかなという、そういう御指摘。ただし、今回元職員の不祥事に関して総合的に特別委員会として行っていくからには、その資料を要求してみるということも必要ではないかなということ。仮にその要求をした上で開示されなかったとなれば、それはそれで仕方がないのではないかと

いう考え方もできると思うのですが、もう一度改めていかがでしょうか。

金井委員。

○金井伸夫委員 これまでも秘密資料でも特別委員会で請求して、もちろん情報は外へ開示しないと。閲覧室の中でしか閲覧できないと、そういうやり方で行ってきたケースもありますので、この委員会で限定して閲覧するという形で要求すれば、これは百条委員会の目的からしても出せる資料だと思います。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 思うというやり方でやる委員会の在り方で進めていくというのは、私はちょっと疑問に思います。やはりきちんとした確認をして進めていくということと、あくまで委員会限りで、一切その点について個人のものでありますから、触れて報告書に書くということも極めて難しいわけですね。それらも踏まえた上で資料としてお願いするのか、しないのかということも考えないといけないのかなと私は思います。出せると思いますというやり方で行っていくというのはちょっと私は疑問に思います。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 相手によるわけですから、要求してみないと分からないというのは、この段階ではそういうことになるでしょう。

それから、報告書、報告書とおっしゃいますけれども、報告書にどう書くかは、実際に確認して、できたら証人の証言も得て、照らし合わせて、比較検証と言うのですかね、そういったことをやっていかないと本当の再発防止策につながらないのではないのですかね。百条委員会という重い使命を持って我々はやっているんだから、できることはやろうじゃないですか。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 3時28分 休憩）

再開します。（午後 3時30分 再開）

それでは、ただいま金井委員からいただきました資料要求については、意見がまとまりませんでしたので、本日は一度それは取りやめることとして、また次回改めて協議が必要であればさせていただくということはいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議ありませんので、そのようにいたします。

そのほかに何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午後 3時31分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博